

熊本市人材育成センター職員研修に係る業者の選定方法に関する要領

制定 平成 23 年 2 月 24 日総務局長決裁
改正 平成 23 年 7 月 1 日人材育成センター所長決裁
平成 28 年 3 月 25 日人材育成センター所長決裁
令和 元年 8 月 5 日総務局長決裁
令和 2 年 10 月 7 日人事課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熊本市職員研修に関する訓令（平成 11 年訓令第 10 号）第 12 条の規定に基づき人材育成センターが実施する職員研修（以下「研修」という。）について、外部の教育団体及び個人（以下「業者」という。）が持つ専門的な最新の知識、手法及び技術並びに豊富な経験を活用し、研修内容の充実を図り効果的な研修を実施するため、かつ、業者選考の透明性の確保を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）、その他関係法令等に基づき研修に係る契約の相手方を選定する際に随意契約によることができる場合の業者の選定方法に関し、標準的な取扱いを定めるものとする。

(対象となる研修)

第 2 条 この要領の対象となる研修は、人材育成センターの事業として行う研修とする。

(選定方法の種別)

第 3 条 契約の相手方は、原則として、公募により、複数の業者から研修に関する具体的な提案を募り、本市に最も有利な提案をした者を契約候補者として選考する企画提案方式により選定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 特定のテーマについて特定の講師により行われる講演会形式での研修
- (2) 講義内容、講師等に関し、特定の相手方以外のものには同等の研修が不可能であるもの。
- (3) 業務委託契約における予定価格（税込）が 100 万円以下の研修

(補則)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 7 日から施行する。